

事務連絡
平成31年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課
附属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校主管課 御中
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成31年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について（依頼）

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局より、別添の「平成31年度『子どもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめ、体罰及び虐待等、子供をめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。各位におかれては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

（添付資料）

- ・平成31年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
 - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成30年度版）
 - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成30年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成31年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-3297（直）

FAX 03-6734-3735

別添

平成31年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

1 目的

子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっており、これを裏付けるように、平成30年中における学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数及び教育職員による体罰に関する人権侵犯事件数は、いずれも昨年に引き続き高い水準となっている。

このような子どもの人権問題への対応策として、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、併せて、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもたちやその保護者に周知することを目的として、本事業を実施する。

2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下同じ。）の児童・生徒全員を対象とする。

3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

4 実施方法

- (1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）は、ミニレターを作成して法務局又は各学校等、法務局が指定する場所へ送付する。
- (2) 人権擁護局は、本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人、附属小・中学校を置く公立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団

体の担当課に対して協力を要請する。

- (3) 法務局は、本事業の実施に当たり、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。
- (4) 法務局は、本事業の実施に当たり、各学校に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を依頼する。なお、依頼の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。
- (5) 法務局及び都道府県連合会は、本事業の実施に当たり、役割分担及び具体的実施方法等について協議する。
- (6) 法務局へ送付されたミニレターの各学校への配布は、法務局職員と人権擁護委員が連携して行う。
- (7) 法務局職員及び人権擁護委員は、児童・生徒から送付されたミニレターに対し、共同して、手紙又は電話により速やかに返答する。なお、返答に当たっては、誤送付等が発生することのないよう、十分注意する。
- (8) 相談内容については、秘密を厳守する。
- (9) 児童・生徒から送付されたミニレターは、人権相談として取り扱う。また、ミニレターにより把握した「いじめ」等の重大な事案については、人権侵犯事件として開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。
- (10) 法務局は、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示しても差し支えない。

5 実施期間

実施期間は、2020年3月末日までとする。

6 報告

法務局及び都道府県連合会は、ミニレターを配布後、小・中学校へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の翌月10日までに、法務局通信ネットワークを利用して人権擁護局調査救済課（人権 救済/本省/人権擁護局）宛てに電子データで報告する。

また、毎月のミニレターの返答結果については、人権擁護事務支援システムの所定の項目に入力して報告する。

なお、報告を受けた同課は、通数等を取りまとめの上、全国人権擁護委員連合会事務局宛てに写しを送付する。

子どもの人権

小学生用

SOS

ミニレター

悩みを教えて！
必ず力になるよ！

今、家や学校で困っていることはない？
誰かに相談したり、話したりできないことだっていろいろあるよね。
そんなときはキミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。
いっしょに考えて、
悩んでいるキミの力になるよ。

ひみつは
守るよ

悩みがあったら
手紙を書いてね



人権イメージキャラクター
「入KEN高崎みちゃん」

人権イメージキャラクター
「入KENまもる君」

SOSミニレターは
こんなふうにつかってね！

例えば

友だちからいじめられている 暴力を受けて悩んでいる

携帯サイトやインターネットで 学校や家、その他のことで 嫌口を書き込まれた 悩みがある

1 困っていること、
悩んでいることがある人は...



2 それをSOSミニ
レターに書いて、
送ろう！
切手はいらないよ。

3 手紙か電話で
あなたに返事が
来るよ！
※子どもの方法で悩みを
してほしいか教えてね。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

子どもの人権 SOSミニレターって？

この冊子には、右下に音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。
(切手はいらないよ!)

どんな人が
返事をくれるの？



みんなの人権を守る仕事をしている法務局の職員や人権擁護委員が返事を書きます。

人権ってなに？



人権は一人ひとりが人間らしく生きるために持っている大切な権利です。言葉や暴力で傷つけられたり、無視されるのは、大切な人権が守られていないということです。

僕たち・私たちが
SOSミニレターを書きました!

いじめられてもまんして悩んでいたけど、SOSミニレターの返事をもって勇気が出ました。
(4年男・男子)

いつもひとりで悩んでいたけど、SOSミニレターを書いて、もうひとりで悩んでいない感じになりました。
(5年女・女子)

お友だちが
困っているときも
相談してね!

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談



電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。

子どもの人権
110番

0120-007-110

通話
無料

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間帯は留守番電話です。

メールで相談



法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

子どもの人権 24時間受付
SOS-eメール

<http://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

QRコードからでもアクセスできるよ



東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

切り取って、カードとして使ってね。



子どもの人権 SOS カード

困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 子どもの人権110番

0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局につながります。
※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間帯は留守番電話です。

音声コードを利用される方に際する場合は、音声コードの位置がわかるように、右下の品切れ印を切り取ってください。

この面を
おまかせ



大雑イメージキャラクター
「KENまもる君」

さりと
番号原に折って、
封筒を作つてね。
やまおり

切手はいらないよ!
(2020年4月30日まで)



大雑イメージキャラクター
「KENあゆみちゃん」

SOSミニレターの送り方

- メッセージを書いたら、真ん中のさりと線で切りはなします。
- 下のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。
- やまおり線を順番に折り、「のりづけ」と書いてあるところのりをつけて封筒を作ります。封筒の中から手紙が出てしまうおそれがあるので、しっかりとりをつけてください。
- のりが乾いてから手紙を封筒に入れて封をし、ポストに入れてください。

切手は2020年4月30日までいりません。

やまおり

この面を
おまかせ

さりと

1028790
209



郵便局
承認
5339
差出有効期間
2020年4月30
日まで
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部
(小学生用)



切手は2020年4月30日までいりません。

やまおり



困ったときに相談できる
連絡先カードが。

切り取って、
いつも持っていてね。



切り取って2つ折りにすると
カードになるよ。

インターネットでも相談できます。

子どもの人権 SOS-eメール



インターネット人権相談 検索

<http://www.jinken.go.jp/>

※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。

QRコードからでも
アクセスできるよ



東京法務局
東京都人権擁護委員連合会

あなたのことを 教えてください。	ふりがな 名前	性別
学校名	年 組	
返事ほどの方法が いいですか?	<input type="checkbox"/> 手紙がよい <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電話がよい(お電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> その他 ()	
返事がほしい場所の住所や電話番号を間違えないように最後まで書いてね。	(ここには何も 書かないでね。)	
〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話 ()	
住所		

教えてくれた
ことの
ひみつは
絶対守ります!



大雑イメージキャラクター
「KENまもる君」

困っていること、悩んでいることは?

いじめのこと いじめ以外の学校のこと お家のこと その他

今の気持ちは?

こまったー こわい.. いやだ! かなしい

今、困っていること、悩んでいることを
書いてね(だれに、何をされましたか?)。



書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってね。

中学生用

子どもの人権

SOS

ミニレター



人権イメージキャラクター
「人KENまもる君」

悩んでいるあなたへ。
私たちが必ず力になります。

家庭や学校で困っていることはありませんか？

でも誰かに相談したり、話すことはなかなかできないこともありますよね。

そんなときはあなたのメッセージをこの手紙に書いて、教えてください。

人権問題に詳しい人たちが一緒に考え、

悩んでいるあなたの力になります。



人権イメージキャラクター
「人KENあゆみちゃん」

相談内容の秘密は守ります。

SOSミニレターの利用のながれ



裏の用紙のSOSミニレターに
悩みを書いて送ってください。



あなたの手紙を
人権問題に詳しい人が読んで、
どうしたら一番いいかを考えます。



希望の連絡方法
(電話・手紙)で
あなたに返事をします。

例えばこんなときに利用してください

- 友達からいじめを受けている
- 携帯サイトやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家、その他のことで悩みがある

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

この冊子には、右下に音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です(2020年4月30日まで)。

あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。

※相談には、人権擁護委員(広く社会の突前を通じ、人権擁護について深い理解があるとして法務大臣が委嘱した民間の人)や法務局職員が応じます。



人権ってなに？

人権とは一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持っています。言葉や暴力で傷つけられたり、無視されるのは、大切な人権が守られていないということです。私たち法務省の人権擁護機関は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

利用した人の声

僕たち・私たちがSOSミニレターを書きました!

「学校のことで悩んでいたけれど、SOSミニレターを書いて、もやもやしていた気持ちがすっきりしました。」(1年生・男子)

「家のことで悩んでいましたが、アドバイスをもらって、問題がいい方向に向かっていきます。本当にありがとうございました。」(2年生・女子)

お友達が
困っているときも
相談してください。

SOSミニレターの他に、「電話」や「メール」で相談することもできます。



電話で相談

電話料金はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

子どもの人権110番 **0120-007-110**

相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。



メールで相談

法務省のホームページでも相談を受け付けています。

子どもの人権SOS-eメール

インターネット人権相談 **検索** 24時間受付

QRコードからでも
アクセスできます



<http://www.jinken.go.jp/>



東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

「困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、いつも携帯してください。」



困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 **子どもの人権110番**

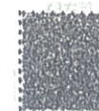
0120-007-110

相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局になります。
※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。



音声コードを利用される方に配布する紙は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を良く切り取ってください。





入籍イメージキャラクター
「入籍まもる君」

切り取り
山折り

番号順に折って、
封筒を
作ってください。

切手は不要です！
(2020年4月30日まで)



入籍イメージキャラクター
「入籍あゆみちゃん」

SOSミニレターの送り方

- メッセージを書いたら、真ん中の切り取り線で切りはなします。
- 下のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。
- 山折り線を順番に折り、「のリづけ」と書いてあるところにのりをつけて封筒を作ります。封筒の中から手紙が出てしまうおそれがあるので、しっかりのりをつけてください。
- のりが乾いてから手紙を封筒に入れて封をし、ポストに入れてください。

切手は2020年4月30日まで不要です。

1028790

209

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行
(中学生用)



切手は2020年4月30日まで不要です。

社会受取人私郵便



困ったときに相談できる
連絡先カードです。

切り取って、いつも
携帯してください。



切り取って2つ折りにすると
携帯しやすいカードになります。

インターネットでも相談できます。

子どもの人権 SOS-eメール

インターネット人権相談

<http://www.jinken.go.jp/>

※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。



QRコードからでも
アクセスできます



東京法務局
東京都人権擁護委員連合会

あなたのことを 教えてください。	ふりがな 名前	性別
学校名	年 組	
返事はどの方法が いいですか？	<input type="checkbox"/> 手紙がよい <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電話がよい(お電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> その他 ()	
上記希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。		(ここには何も書かないでください。)
〒	電話 ()	—
住所		

書いていただいた
相談の秘密は守ります。 いじめのこと いじめ以外の学校のこと 家庭のこと その他

今、困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください(いつ、だれに、何をされましたか?)。

Handwriting area with horizontal lines for text.

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってください。